

(一関市千厩酒のくら交流施設条例の一部改正)

改正前			改正後			
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）			
区分	利用料金の限度額		区分	単位	利用料金の限度額	
					基本利用料金	暖房料
酒造施設	1月につき 400,000円		酒造施設	1月	400,000円	—
東蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 4,000円	東蔵	1時間	1,200円	実費を基準とし、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額
	午後6時～午後10時	1時間につき 5,000円				
母屋2階座敷	午前9時～午後6時	1時間につき 1,600円	母屋1階	茶の間	200円	
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,800円		応接間	200円	
				仏間	100円	
				下の広間	100円	
				奥の部屋	100円	
				奥の客間	100円	
新蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 800円	母屋2階	大広間	300円	
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,000円		広間	200円	
				陰部屋1	100円	
				陰部屋2	100円	
文庫蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 800円	新蔵		300円	
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,000円	文庫蔵		300円	
庭	午前9時～午後6時	1時間につき 1,400円	庭		1,000円	—
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,800円				

備考

1 [略]

2・3 [略]

備考

1 [略]

2 備品等を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。